

■令和7年12月2日 定例記者会見内容

- 1 日 時 令和7年12月2日（火）11:00～11:30
- 2 場 所 市役所本庁舎3階 第三委員会室
- 3 出席者 ○市長、副市長、総務部長、企画部長、地域創生部長、市民部長、危機管理監、市長公室長
○酒田記者クラブ／各社
幹事社／山形新聞・YTS

■市長コメント

皆様お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
復旧・復興事業の進捗と実施状況を毎月お配りしておりますが、今年は本日の記者会見が最後ということで最初にお話したい思います。

発災から、昨年の大雨災害から1年4か月が経っております。被災された皆様も、1度目の冬は緊張して、厳しい状況を何とか乗り越えられたということもあったのではないかと想います。本当に疲労が重なっている中で、特に農家の皆様、農地の復旧まで、まだ1年かかるという方もいらっしゃいます。気持ちが沈んでしまうときもあるのではないかと大変心配をしております。酒田市としては被災された皆様と支援してくださる皆様、関係機関の皆様と一緒に、声をかけ合いながら、これからも復旧・復興に進んでまいりますので、どうか安心してお過ごしください。そして、どうぞご関係者の皆様には引き続き、被災した方が何とか元気で暮らせますように、さまざまな立場から、ご協力・ご支援のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

■市長発表事項

1 山形新幹線庄内延伸を含めた県内の鉄道ネットワーク機能強化に関する県知事要望について（企画調整課）

市長／12月8日に、山形新幹線庄内延伸を含めた、県内の鉄道ネットワーク機能強化について、山形県知事への要望活動を行います。

要望者は、庄内地域の2市3町の首長と、最上地域1市4町3村の首長に加えて、経済界からも、酒田商工会議所、鶴岡商工会議所、新庄商工会議所に要望者として名前を連ねていただいております。

山形新幹線庄内延伸につきましては、これまで、庄内開発協議会が実施する「庄内地域重要事業要望書」や本市が実施いたします「酒田市重要事業要望書」を通じて、国や県に対し継続的に要望してきた経過がございます。

今回は、改めて庄内地域と最上地域が一丸となって、山形新幹線庄内延伸について具体的な調査などの取り組みを早期に実施することを県知事に対して要望するものでございます。

山形新幹線庄内延伸が実現すれば、内陸と庄内が新幹線で結ばれることになります。

県庁所在地を含む県内全域（庄内、最上、村山、置賜）での交流が活性化するとともに、地域経済がさらに発展することが期待できます。

さらには、インバウンド観光客が山形新幹線を利用して内陸地域と庄内地域を相互に移動できる環境が整うことにより、本県のインバウンド観光の基盤がより一層強化され、広域観光の流動が促進されることが期待されます。

本要望活動を通じて、山形新幹線庄内延伸に向けた具体的な1歩を踏み出せるように取り組んでまいります。

■市長発表事項に関する質問

記者／当時は首長の方も一緒にと伺っているのですが、今のところ何人くらい矢口市長と一緒に知事要望に行かれるのか教えてください。

市長／かなりの数になります。逆に公務のため残念ながら参加できないと伺っている首長さんが、鶴岡市長、新庄市長、鮎川村長の3名です。その他の首長からは、そういった返事はいただいておりませんので、参加していただけるのであろうと考えております。

記者／ありがとうございます。それから経済界ですが、今回は3商工会議所が名前を連ねるという説明がありましたが、経済界の商工会議所の会頭さんなど、そういう方たちは一緒に行かれないとということですか。

市長／こちらの方も鶴岡商工会議所は残念ながら欠席とお聞きをしております。確認中ですが残りの酒田と新庄からは、どなたからから参加していただけると期待しております。

■代表質問

1 クマ出没対策について

- ① ヤブ刈り払い、不要果樹の伐採などの実施や、地区への助成「ガバメントハンター」の育成などについて
- ② 市内のクマ目撃状況と県版被害対策パッケージへの期待、市独自の対策について

2 イカの産地不適正表示について

記者／大きく2項目です。

クマ出没について、ヤブの刈り払い、不要果樹の伐採などの実施や地区への助成、「ガバメントハンター」の養成などの考えはありますか。

続けて市内のクマ目撃状況と、県版被害対策パッケージへの期待、市独自の対策をお聞かせください。

もう1点がイカの産地不適正表示についてのお考えをお聞かせください。

市長／まず、クマの出没対策のヤブの刈り払いについてですが、クマ対策としての、河川のヤブの刈り払いにつきましては、過去のクマの出没状況や、ヤブの状況を踏まえて、山形県の方に情報提供を行っております。

市内においても既に4つの県管理河川、具体的には、境川、新井田川、平田川、相沢川にてヤブの刈り払いを実施しております。

そのほか通常の河川の管理、ヤブの刈り払い、除草などにつきましては、その他の河川は通常の形で行っているところもございます。

自治会などがヤブや雑木林を刈り払い、鳥獣緩衝帯を整備する取り組みに対しては、県の補助事業がありますが、こちらは条件がございまして、単発ではなく継続的な刈り払いの体制が必要となっておりますので、酒田市では来年度の活用を検討しているところです。

2つ目の不要果樹の伐採につきましては、個人の宅地内に生育する柿などの不要果樹は、令和6年度から県の補助事業を活用して取り組んでおります。今年度は20本の伐採申請を受け付けております。対象は個人と自治会となっておりまして、不要果樹所有者の同意を得るなど条件を満たせば、自治会も申請できるということになっております。

以上申し上げました、ヤブの刈り払いや不要果樹の伐採など、地区への助成、地域に対する助成ということにつきましては、対象が大変広範囲になることなどから、現状では、県の補助事業、あるいは県の事業による実施ということで取り組みたいと考えております。

県の専決補正予算もございますし、また次年度の予算はこれからですが、今後も県の事業を活用できるものは大いに活用して取り組んでいきたいと思います。

また、地域ぐるみの対策強化という観点からは、何とか今年度中に鳥獣被害対策の協議会を立ち上げたいと思っております。

そうすると、国の鳥獣被害対策交付金というのが使って、できることも広がってまいりますので、今急いで取り組んでいるところです。

そして、ガバメントハンターの必要性につきましてはもちろん感じているところですが、市の職員として新たに採用すると考えた場合には、狩猟の経験や鳥獣に関する知識の深さといった採用基準の設定が非常に難しいと思います。

また、現在いる市の職員の中から養成する場合においても、現状、狩猟免許の中で第1種銃猟免許を取得している職員はありません。仮に取得しても、射撃の訓練、それから実際の有害鳥獣捕獲の補助など、数年間にわたる経験・実績が必要となります。

こういったことから、ガバメントハンターを市町村で養成することは、現状では困難であると認識しております。

11月21日に開催されました、山形県鳥獣被害防止協議会の中でも、ガバメントハンターについての議論がなされたと伺っております。

その中でもガバメントハンターの定義が定まっていない、あるいは法制度も整っていない、そのため市町村での対応は難しいとの意見が出されたと聞いておりますし、またそれに関連して「中間支援組織」のような法人に捕獲を含めて委託する体制の例なども示されたと伺っておりますので、そちらの議論、協議会での議論、あるいは県の対応、まずは見守りたいと考えております。

市町村の枠を超えた広域的な組織において、ガバメントハンターは養成配置することが望ましいと現状では考えております。

2つ目の、市内のクマの目撃情報、それから県版被害対策パッケージへの期待、それから市の独自の対策について申し上げます。

1つ目のクマの目撃情報ですが、本市のクマの目撃情報は令和7年10月末現在で357件と、平成18年度以降で過去最高となっております。

4つの地域別、旧酒田市、旧八幡、旧松山、旧平田の地区で見ますと、旧酒田市地区、いわゆる酒田地区での目撃が、104件と約3分の1を占めておりまして、それまでの過去最高件数であった令和5年度の件数の3.8倍となっております。

月別では、10月が144件と全体の4割を占める状況となっております。

捕獲頭数は、令和7年10月末現在で52頭。平成18年度以降で過去最高となっております。以上が数字の概要でございます。

2つ目の県版被害対策パッケージへの期待ですが大いに期待をしております。

先ほど申し上げましたように、ヤブの刈り払い、あるいは不要果樹の伐採、そちらについて、専決予算が付いたということですので、ぜひ酒田市に配分をいただきたいということで要望しているところでありますし、またパッケージの中では、専門家の派遣や研修会を実施してくださるということでございます。こちら大変重要なのですが、私たちは、クマの出没が非常に多くて、現地調査、捕獲の方に職員を割かざるを得ない常用でなかなか研修会の実施に手が回りません。そこに、県が取り組んでいただけるということは大変ありがたい。専門家の派遣と研修会の実施、それから防御性能を備えた装備品の購入も、職員、あるいは鳥獣被害対策実施隊員の安全確保のために必要なんですが、非常に高額であるということで、そちらの購入費用の支援も県で専決処分されたと聞きましたので、大変期待したい。ぜひ活用させていただきたいと要望しているところであります。

3つ目の市独自の対策としては、ソフト面ということになるかもしれません、一番大事な子どもたちの安全対策でございます。

昨晩も学校の近くに2件目撃情報が出まして今日の朝も大変だったと思いますが、小中学校の半径1キロ圏内でクマが出没した場合に、子どもの登校時間帯に市の職員が見回りのパトロールを実施しております。目撃の翌日から3日間という運用にしておりますが、登校時間帯、市の担当部署3つの課が協力をして対応しております。こちらも、11月10日の月曜日から始めております。11月30日の日曜日までに、7つの事案があり14日間で延べ28人の職員がこちらのパトロールに対応しているところであります。

今後、件数が増える場合には、民間委託などの可能性も含めて体制を考えていきたいと思っております。

それから質問にはございませんでしたが、クマ対策のふるさと納税で鶴岡市が全国テレビで放映されておりましたが、酒田市も同じように行っております。

「さとふる」、それからさとふるが自動で連携をしている「ヤフーふるさと納税」というのがあります。その2つのポータルサイトで、クマ対策向けふるさと納税を酒田市も実施しております。1口1,000円で100口10万円まで選択可能となっております。返礼品はなしで、クマ対策にかかる経費に充当させていただきたいと思いますので、酒田を応援してくださる皆様にぜひお伝えできればと思い、今日発表させていただきました。よろしくお願ひいたします。

「株式会社山形飛鳥」がイカの産地の不適正表示を行っていたということが、山形県、東北農政局、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの合同での立入検査で明らかとなりました。検査結果の公表を受けて酒田市でも把握したところでした。このような事案が、本市の企業から発生したことは誠に遺憾であります。

同社は、酒田市内 2 か所の工場で水産加工などを行うとともに、「イカ恋食堂」などを運営しております、これまで培ってきた「イカのまち酒田」としての信頼を大きく損ね、ひいては酒田市の食品産業全体への信頼を揺るがしかねないものであったと認識しているところであります。

また、今回の事案では酒田市のふるさと納税の返礼品としても取り扱いを行っていた製品が含まれていたため、不適正な表示となっていた製品を返礼品として寄附者様にお届けしてしまった可能性がありました。そこで現在、返礼品としてお届けしてしまった可能性のある寄附者様に対しての対応を進めているところであります。

酒田市では全国の皆様からのご寄附を有効に活用させていただくことはもちろんのこと、ご寄附をいただきました皆様に感謝の気持ちを込めて、安全・安心な国産品を返礼品としてお届けしてまいりました。それにより皆様の信頼をいただき、またそれが多くのご寄附をいただくことにつながってきたと考えております。

今回の事案では、本市のふるさと納税返礼品への信頼をも大きく損ねる結果となり、事業者に対して厳正に対処していくのはもちろんですが、今回の事案を真摯に受けとめ、全国の寄附者の皆様からの信頼の回復に努めてまいりたいと考えております。

ご寄附をいただきました皆様をはじめ、ご関係の皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をおかけすることになります、このことにつきましては深くお詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

記者／ありがとうございます。現在対応については、どの程度進まれていて、何かお詫びの品物を検討されるというお話でしたけれども、現状はどのようにになっているのでしょうか。

市長／事業者負担により、お詫びの品として「令和 7 年産 特別栽培米 つや姫 2kg (無洗米)」をお送りいたします。

交流観光課長／現在、寄附者様に連絡を取りまして、お詫びの品を希望するかどうかというところの調査をしております。その結果を受けまして、希望する方にお送りしていくことになります。そういういた寄附者様と丁寧なやり取りを行って、信頼を回復していくことで、ただいま手続きを重ねているところです。

記者／いつ頃までですか。

交流観光課長／12 月 19 日までにそのご希望を確認しまして、その後、発送作業に移っていきたいと考えています。

市長／ピンチはチャンスと考えて、丁寧に対応させていただくことで、信頼回復に努めていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

■フリー質問

1 消防団員が懲戒免職処分になった件について

記者／改めて、昨日の消防団員が懲戒免職になった件についての、市長の意見をお願いいたします。

市長／こちらも大変遺憾です。昨年度、放火の事件もございましたので、綱紀肅正と言いますか、信頼回復を努めてきたところに、またこのような事案が明らかになったということは本当に遺憾であります。

昨年度の問題につきましても、対策を取ってきたつもりです。例えば、先日ストレスケア研修会を実施したりしておりましたので、今回のことにつきましても、再発防止策を団の方でしっかりと検討して決めて、実施していただきながら、市民の皆様の信頼回復に努め、同時に一生懸命やってる消防団の人もいますので、その人達のモチベーションが落ちないように、私も声をかけて、団長を支えていきたいと思っております。まずは、市民の方には本当に大変遺憾なことであったとお伝えしたいと思います。

記者／昨日の消防団の私的流用で危機管理課長が発表主体になったのですが、そのときに言っていたのは、このような懲戒処分は酒田市の場合は、四半期、に一度まとめて発表するという形ということですが、多分数年前に公表事項を作っていらっしゃると思うので、それを後でいただければと思います。

酒田市の場合は今までも、例えば市長がその処分を下すもので、懲戒免職であっても、公金に手を付けたものでも、四半期にまとめてという形で行っているのか、それはそれで対応してるのであるのかというのを確認させていただきたいです。

総務部長／基本的には四半期に一度ということにしてるのは、重大性が低い事案について行っているということで、仮にそういった懲戒免職に相当する事案であれば、その時点で、記者会見等の対応、公表するという体制でございます。

記者／今日は11月13日付ということで、およそ20日間後なのですが、その辺の齟齬は、市長ではなく外部の団長決裁だったので、今回のような形を取ったということだと思うのですが、懲戒免職なのでその辺の指導などはどうだったのでしょうか。

総務部長／本件の事案というのは、懲戒免職ということではあったわけですが、消防団員という非常勤特別職という位置付けです。職員であれば当然その時点で、公表、処分ということになるわけですが、消防団員は非常勤特別職であるという事情と今回は公金ではないということなのだろうと思います。そういった事案を加味して、その時点での対応はしていなかったというところでございます。

記者／ありがとうございました。